

## 独立行政法人農畜産業振興機構コンプライアンス委員会設置要領

平成20年3月21日付け19農畜機第4799号  
一部改正 平成22年1月8日付け21農畜機第4100号  
一部改正 平成27年4月1日付け26農畜機第5824号  
一部改正 平成28年9月30日付け28農畜機第3271号  
一部改正 令和2年3月18日付け元農畜機第7634号  
一部改正 令和5年11月15日付け5農畜機第5216号

### (趣旨)

第1条 独立行政法人農畜産業振興機構の内部統制に関する基本方針（平成27年4月1日付け26農畜機第5824号-1）2の（1）の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）及び機構の役職員の法令等の遵守、業務の公正性の確保等の徹底を図り、コンプライアンスを推進するため、機構にコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

### (委員の構成等)

第2条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成するものとする。

- 一 副理事長
  - 二 総括理事
  - 三 理事
  - 四 機構の役職員以外の学識経験者等であって、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する者
- 2 委員会に委員長及び委員長代理を置くものとする。
- 3 委員長は副理事長、委員長代理は総務部担当理事をもって充てるものとする。
- 4 第1項第4号の委員（以下「外部委員」という。）は、非常勤とする。
- 5 外部委員の任期は2年以内とし、再任を妨げないものとする。また、外部委員が欠けた場合における補欠の外部委員の任期は、前任者の残任期間とするものとする。
- 6 外部委員は、原則として、委嘱の日における年齢が満70歳未満の者であって、かつ、委嘱の継続期間が10年を超えない者であるものとする。

### (委員会の付議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- 一 コンプライアンス推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関する事項
- 二 コンプライアンスの推進状況及び推進計画の進捗状況の点検に関する事項
- 三 コンプライアンスの推進のために緊急に対応すべき事項
- 四 コンプライアンスの推進を妨げ、又はそのおそれのある事案等への対応方針に関する事項
- 五 その他コンプライアンスの推進に関する事項

（委員会の開催等）

第4条 委員会は、委員長が招集するものとする。

- 2 委員会は、前条に規定する事項を審議する必要があるときに開催するものとする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは委員会を開催することができるものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めた場合には、第2条第1項に規定する委員以外の機構の役職員を委員会に出席させることができるものとする。
- 4 委員長は、委員会終了後、その審議結果について、速やかに理事長に報告するものとする。
- 5 監事は、委員会に出席し、必要に応じ意見を述べるることができるものとする。

（推進会議）

第5条 委員長は、原則として、委員会の開催前にコンプライアンス推進会議（以下「推進会議」という。）を開催し、次の各号に掲げる事項について点検、意見の聴取等を行うものとする。

- 一 当年度の機構におけるコンプライアンス推進計画の進捗状況
  - 二 当年度の部、業務監査室及び事務所（以下「部室等」という。）におけるコンプライアンスの推進状況の点検結果
  - 三 その他コンプライアンスの推進に関する事項
- 2 推進会議の成員は、次の各号に掲げる者をもって構成するものとする。
- 一 委員会の委員のうち第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者
  - 二 部室等の長
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員長が特に必要と認めるときは推進会議を開催することができるものとする。また、委員長は、前項第1号に掲げる者並びに部及び業務監査室の長のみにより推進会議を開催することができるものとする。

- 4 推進会議に議長及び議長代理を置くものとする。
- 5 議長は副理事長、議長代理は総務部担当理事をもって充てるものとする。
- 6 推進会議は、議長が招集するものとする。
- 7 議長は、必要があると認めた場合には、第2項に規定する成員以外の機構の役職員を推進会議に出席させることができるものとする。
- 8 議長は、推進会議の議事内容を委員会に報告するものとする。
- 9 監事は、推進会議に出席し、必要に応じ意見を述べるができるものとする。

(事務局)

第6条 委員会及び推進会議の運営に必要な事務は、各部及び事務所の協力を得て、業務監査室が行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年1月8日付け21農畜機第4100号)

この要領の改正は、平成22年1月8日から施行し、平成22年1月1日から適用する。

附 則 (平成27年4月1日付け26農畜機第5824号)

この要領の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月30日付け28農畜機第3271号)

- 1 この要領の改正は、平成28年9月30日から施行する。
- 2 この要領の改正に伴い、コンプライアンス推進会議実施細則(平成27年4月1日付け26農畜機第5824号)は、廃止する。

附 則 (令和2年3月18日付け元農畜機第7634号)

この要領の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年11月15日付け5農畜機第5216号)

この要領の改正は、令和5年11月15日から施行する。